

# 商工共済ニュース

中小企業と地域振興をもっとサポート

## 小規模企業共済制度

### 今年度も掛金増額運動、確定申告期運動に是非ご協力を！

小規模企業共済制度の掛金は、全額所得控除の対象になるという大きな節税メリットがあります。中小機構では、18年度の年末調整・確定申告時期を控えて、11月中旬より、小規模企業共済制度の加入者あてに、年末調整・確定申告にお使いいただくための「掛金払込証明書」をお送りしていますが、この時期をとらえて毎年12月から3月まで「掛金増額運動」を展開しております。また、2～3月の確定申告期は、小規模企業者にとっても絶好の加入チャンスとなるため、例年「確定申告期運動」を行っております。今年度も掛金増額運動、確定申告期運動へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、「掛金払込証明書」については、加入者の皆様から多くのご質問が寄せられます。2～3頁にご質問の多い点をまとめましたので、加入者の方からご相談がありましたらよろしくお願い申し上げます。

#### 掛金増額運動

年内に掛金を増額すると同時に19年分を前納すると、本年1月からの払込済みの掛金と合わせて、平成18年分の払込み掛金として所得控除の対象となります。

11月末にお送りした「平成18年度小規模企業共済制度の増額勧奨運動について（お願い）」でご案内致しましたように、中小機構宛お申込みいただければ、共済加入者が掛金を増額する際に必要な「掛金月額増額申込書」をお送りします。掛金増額は年内がお得ですので、加入者の方には是非おすすめください。

#### 確定申告期運動

2月中旬から3月中旬までの確定申告期間は、小規模企業共済制度の節税効果をご理解いただく絶好の機会です。

小規模企業共済制度のポイントは、少しでも早く将来の生活資金をコツコツ積み立てていくことにあります。最初は無理のない掛金を設定して、その後少しずつ増額していくことも可能です。確定申告期という機会をとらえて、小規模企業者の方々に、掛金が全額所得控除になる小規模企業共済制度を是非おすすめください。

#### 今月号の主な内容

- e-中小企業ネットマガジンの購読者募集中！……………4頁
- 10月10日から共済制度に関する電話ご相談窓口を一元化……………4頁
- 1月から「セカンドライフセミナー」を開催……………6頁

小規模企業共済制度 掛金所得控除 特集

# 「掛金払込証明書」に関するQ&A



中小機構からご契約者あてにお送りした「掛金払込証明書」を年末調整・確定申告で使用する際の注意点は何かありますか。



「掛金払込証明書」に関する主な注意点は、次のとおりです。

①「掛金払込証明書」には平成18年1～9月までの掛金の払込状況が記載されています。この額に、10～12月に払い込まれた掛金を加算したものが所得控除額となります。なお、10～12月の掛金払込みについては、掛金を口座振替している金融機関の通帳をもとに、その納付（引落し）状況から所得控除額を算出して下さい。

②平成18年10月1日以降に小規模企業共済制度に加入された方には、「掛金払込証明書」はお送りしていませんので、契約申込手続きを行った際に受領された「領収書（様式⑩104-①）」の写しを所得控除の証明書として添付して下さい。

③住所変更があった契約者で、その旨を中小機構あて所定の様式で届け出をされた方は、原則として「掛金払込証明書」の住所は新住所に変更しておりますが、住所の変更処理が済んでいないもの、または契約者からその旨の届け出がなされていない場合には旧住所のままの表示となっております。しかし、年末調整・確定申告の証明書としてはそのままご使用いただけます。



## お知らせ

中小機構では、小規模企業共済契約者が「掛金払込証明書」等をもって確定申告をする際に、必要書面のご確認等に関するご相談が増えることが想定されますので、これへの対応として2月～3月にかけて専用の特別相談体制をとり、ご契約者からのご相談に迅速・懇切丁寧にお応えすることとしております。

具体的な連絡先等の相談体制につきましては、詳細が決定次第、中小機構のホームページ又は次回号の商工共済ニュース等でお知らせをさせていただきます。

Q

「掛金払込証明書」を紛失したときの再発行手続きは、どうしたらいいですか。

A

例年、確定申告の時期を迎えますと、契約者から「掛金払込証明書」の紛失等による再発行の依頼の電話が増え、電話相談窓口が大変混み合います。契約者の方から委託機関のご担当者の方に再発行のご相談がありましたら、プッシュホン電話による「掛金払込証明書」の自動発送サービスのご利用をおすすめください。

## 「掛金払込証明書」の自動発送サービスのご利用方法

(ご利用時間 6:00~24:00)

日曜日、祝祭日もご利用いただけます

音声に従い操作を行ってください

- ① 電話をかける。電話番号 **042-567-3308**
- ② 共済契約者番号(9桁)と#を押す。(例) 123456789 #
- ③ 生年月日のうち月日(4桁)と#を押す。(例) 4月1日生まれの場合 0401 #
- ④ 共済契約者番号(9桁)が読み上げられるので確認する。  
→よろしければ「0#」を、間違っているときは「1#」を押す(「1#」を押したときは②に戻ります)。
- ⑤ 書類番号355(掛金払込証明書)と#を押す。
- ⑥ 依頼書類が「掛金払込証明書」であることが読み上げられるので確認する。  
→よろしければ「0#」を、間違っているときは「1#」を押す(「1#」を押したときは⑤に戻ります)。
- ⑦ 契約者の連絡先電話番号と#を押す。(例) 0312345678 #
- ⑧ 電話を切る。

**ご注意：**自動発送サービスによるお届け先は、中小機構に登録されているご住所となりますので、お届けいただいているご住所に変更があった方のうち住所変更の届け出をされていないご契約者の方は、共済相談室(050-5541-7171)にお申し出ください。

## 中小機構からのお知らせ ▶▶▶

### 共済制度の加入者に

#### e-中小企業ネットマガジンの購読者登録をおすすめください！

中小機構は中小企業庁等と連携し、中小企業の皆様にとって有益な施策情報やイベント情報を、毎週水曜日無料で配信するサービス「e-中小企業ネットマガジン」を実施しています。現在、このサービスに購読者登録されている方は約6万5千名に上っています。共済制度に関しても、節税のためのマル得情報や共済契約者向けの融資制度等、知って得する情報を配信して参りますので、共済制度の加入者の皆様方にも是非購読者登録をおすすめください。

購読者登録は次のアドレスへどうぞ

[http://mail-news.sme.ne.jp/docs/usr\\_reg.html](http://mail-news.sme.ne.jp/docs/usr_reg.html)

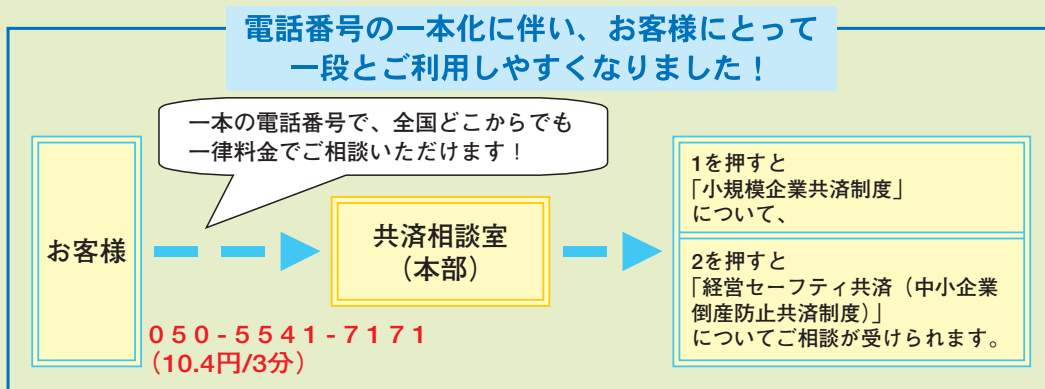
### 共済制度に関するご相談電話番号が変わりました

共済制度に関するご相談については、本年10月10日から、全国どこからでも、同じ番号で、一律・低廉な料金（10.4円/3分）でご利用いただける新しい電話番号に変わりました。

新しい電話番号

**050-5541-7171**

- \*お電話の際、ご相談の内容によって、「1」を押すと小規模企業共済制度の相談窓口、「2」を押すと経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）の相談窓口につながります。
- \*相談窓口のオペレーターを大幅に増員し、多様なお問合せに迅速に対応できる体制を整えました。



- ※ 「共済制度に関するテレホンサービス」及び「定型書類の自動発送サービス」につきましては従来どおりのご利用方法となります。
- ※ 共済相談室の応答時間は平日の9:00から19:00まで、土曜日は10:00から15:00までとなっております。なお、平成18年12月29日から平成19年1月3日まではお休みとさせていただきますので、ご了承ください。

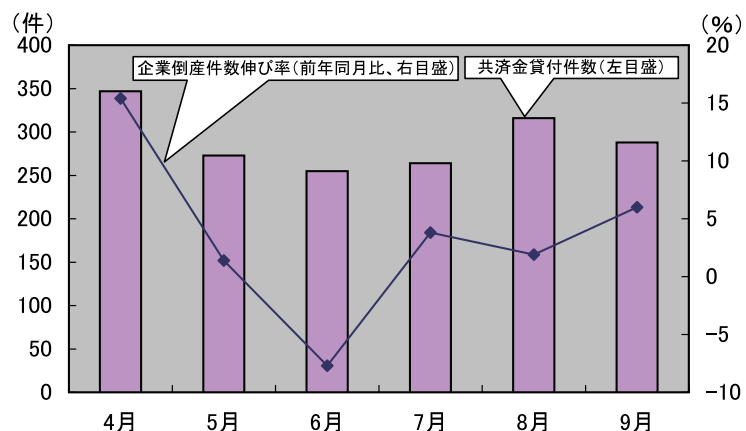
経営セーフティ共済 レポート

## 経営セーフティ共済は転ばぬ先の杖 ～倒産は減っていない～

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）は、契約者の取引先が倒産した場合に、必要な資金を迅速に借入れることができる共済制度です。本制度に加入し6か月以上が経過すると、取引先事業者が倒産し売掛金債権等の回収が困難となった場合、共済金貸付が受けられます。商取引の事実確認などにより掛金の10倍又は被害額のいずれか低い額まで借入れが可能で、迅速に借入れができることが何よりも魅力ある制度です。（平成17年度の平均審査日数は、中小機構に書類が到着してから14.6日です。）

今年度上半期（4～9月）の共済金貸付件数は1,743件、貸付金額は131億円となりました。また、この期間の全国の倒産状況をみますと、負債額1000万円未満のものを含めて6,700件の倒産が発生しており、これは前年度に比べて2.9%の増加になっています。

全国の倒産は依然として年間ベースで1万件を超える状況で推移しており、中小企業にとって不測の事態が発生するおそれは決して減っていないと言えます。関係機関の皆様におかれましても、経営セーフティ共済の加入促進にさらに一層のご協力をお願い致します。



### ● 経営セーフティ共済は、決算時には強い味方になります！

経営セーフティ共済の掛金は、税法上損金または必要経費の対象になります。たとえば決算で利益の出る企業は、決算月に1年分の掛金を前納すると節税につながります。現在の掛金月額を増額（上限8万円）してから前納することもできます。また、掛金を前納した場合には、後日前納減額金として一定額（年6%相当）をお支払いさせていただきます。

### ● いざという時に1日も早くお借入れいただくために

ご加入後、住所、会社名、代表者氏名などが変わった場合は、速やかに契約内容の変更手続きをされるようご指導ください。変更手続きが終わっていないと、いざ貸付請求手続きという時に契約内容の変更届出（「契約変更届出書（様式®113）」）が必要になり、余分な時間がかかってしまいますのでご注意ください。

セミナー開催のお知らせ

老後をどう生きる！

参加無料

# 「セカンドライフセミナー」

今、あなたに必要なことをベテラン・ファイナンシャルプランナーが語ります

今年度、全国8か所で小規模企業共済加入者、加入をご希望・検討されている方等を対象に、日本ファイナンシャルプランナー協会との共催で、共済金が支給された後のセカンドライフのセミナーを開催します。老後の生活に不可欠な知識を習得し、セカンドライフをエンジョイしていただくためのセミナーです。

セミナーでは、単に専門家の講演にとどまらず、専門家のアドバイスを受けながらセミナー参加者が老後の生活設計をワークシートに記入していくことにより、参加者ご自身の総合的なライフプランが出来上がる構成になっております。

また、このセミナーのために、セカンドライフの生き方、年金、必要資金、資産の所有形態、相続問題等ポイントを分かり易く整理したテキストも用意しております。

このセミナーは、平成19年1月から、全国8地域で開催を予定しており、参加料（テキスト含む）は無料です。具体的な日程等が決まりましたら中小機構のホームページや次回号の商工共済ニュースでご案内をさせていただきます。



## イベント開催のお知らせ

### これからのイベントのご案内

中小機構は、今年度も様々なイベントを開催しています。今年度中にこれから開催される主なイベントをご紹介します。みなさまのご来場をお待ちしています。

#### ●ベンチャーフェアJAPAN2007

ベンチャー企業の発展、認知度の向上等を目指して、ベンチャー企業の開発した製品や提供するサービスの紹介、ベンチャー企業と事業パートナー、投資家等とのマッチングを図る機会を提供します。

日 程：平成19年1月15日(月)～1月17日(水)

10：00～17：00

会 場：東京国際フォーラム 展示ホール1・2  
東京都千代田区丸の内3-5-1

出展数：245ブース（予定）

お問合せ先：ベンチャーフェアJAPAN2007事務局

〒104-0045 東京都中央区築地4-7-3-8F TEL 03-3524-0785



#### ●第2回 和のある暮らしのカタチ展

伝統的工艺品産業の発展と技術・技法・文化の伝承を目指し、伝統的工艺品の作り手と受け手(消費者)の接点を提供します。

日 程：平成19年1月19日(金)～1月21日(日)

19日12：00～19：00 20日10：30～19：00 21日10：30～18：00

会 場：リビングデザインセンターOZONEパークタワーホール  
東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー3階

お問合せ先：中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部経営支援企画課

TEL 03-5470-1520

#### ●中小企業総合展2007 in Kansai

優れた製品・技術、ビジネスモデル等を有する中小企業が一堂に会することにより、販路開拓先、事業連携先として期待される他の出展者や来場者とマッチングを行う機会を提供します。

日 程：平成19年2月21日(水)～2月23日(金)

10：00～17：00（最終日は16：00まで）

会 場：インテックス大阪 6号館Aゾーン  
大阪市住之江区南港北1-5-102

出展数：360ブース（予定）

お問合せ先：中小企業総合展事務局

〒104-0045 東京都中央区築地4-7-3-8F TEL 03-3524-4668

（注）中小企業総合展2007 in Tokyoは、平成18年11月29日～12月1日に開催されました。



平成18年度都道府県別加入実績 (18年9月末現在)

都道府県名	小規模企業共済			中小企業倒産防止共済		
	加入目標件数(A)	4~9月加入実績(B)	目標達成率B/A(%)	加入目標件数(C)	4~9月加入実績(D)	目標達成率D/C(%)
北海道	2,330	1,076	46.2	620	194	31.3
小計(北海道支部管内)	2,330	1,076	46.2	620	194	31.3
青森	510	253	49.6	120	92	76.7
岩手	510	196	38.4	110	32	29.1
宮城	1,160	534	46.0	240	94	39.2
秋田	460	252	54.8	110	22	20.0
山形	790	262	33.2	180	53	29.4
福島	810	418	51.6	240	72	30.0
小計(東北支部管内)	4,240	1,915	45.2	1,000	365	36.5
茨城	1,080	516	47.8	400	72	18.0
栃木	1,180	580	49.2	340	80	23.5
群馬	1,250	940	75.2	600	100	16.7
埼玉	3,270	1,734	53.0	1,110	373	33.6
千葉	2,850	1,351	47.4	580	137	23.6
東京都	10,320	5,220	50.6	3,320	1,017	30.6
神奈川県	5,780	2,834	49.0	750	251	33.5
新潟	1,330	618	46.5	420	152	36.2
山梨	530	217	40.9	110	39	35.5
長野	1,210	529	43.7	260	73	28.1
静岡	3,100	1,488	48.0	490	184	37.6
小計(関東支部管内)	31,900	16,027	50.2	8,380	2,478	29.6
富山	750	319	42.5	190	77	40.5
石川	840	392	46.7	170	87	51.2
福井	410	180	43.9	120	58	48.3
小計(北陸支部管内)	2,000	891	44.6	480	222	46.3
愛知	6,400	3,155	49.3	940	383	40.7
三重	1,330	548	41.2	190	55	28.9
岐阜	1,680	735	43.8	370	117	31.6
小計(中部支部管内)	9,410	4,438	47.2	1,500	555	37.0
滋賀	990	474	47.9	200	27	13.5
京都	1,740	790	45.4	410	137	33.4
大阪	5,110	2,598	50.8	1,900	812	42.7
兵庫	3,580	1,814	50.7	830	507	61.1
奈良	820	436	53.2	140	40	28.6
和歌山	540	234	43.3	320	28	8.8
小計(近畿支部管内)	12,780	6,346	49.7	3,800	1,551	40.8
鳥取	390	151	38.7	70	22	31.4
島根	480	206	42.9	80	18	22.5
岡山	1,370	641	46.8	320	167	52.2
広島	2,380	1,127	47.4	500	187	37.4
山口	1,110	636	57.3	150	64	42.7
小計(中国支部管内)	5,730	2,761	48.2	1,120	458	40.9
徳島	480	193	40.2	90	35	38.9
香川	700	355	50.7	160	53	33.1
愛媛	1,040	643	61.8	170	60	35.3
高知	380	162	42.6	70	13	18.6
小計(四国支部管内)	2,600	1,353	52.0	490	161	32.9
福岡	2,960	1,397	47.2	590	222	37.6
佐賀	460	201	43.7	90	25	27.8
長崎	840	364	43.3	170	71	41.8
熊本	1,300	525	40.4	190	75	39.5
大分	620	290	46.8	120	46	38.3
宮崎	740	359	48.5	110	38	34.5
鹿児島	1,250	501	40.1	200	20	10.0
沖縄	840	312	37.1	140	43	30.7
小計(九州支部管内)	9,010	3,949	43.8	1,610	540	33.5
合計	80,000	38,756	48.4	19,000	6,524	34.3

監修

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1  
TEL 050-5541-7171 (共済相談室)  
http://www.smrj.go.jp/

編集人  
発行所

福田 武羅夫  
財団法人 企業共済協会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10  
TEL 03 (3459) 4878 FAX 03 (3459) 4839

隔月25日発行

